

公募型プロポーザルに係る手続き開始の告示

石岡市外国語指導講師派遣業務【債務負担行為】に係る公募型プロポーザル実施について、次のとおり公告する。

令和6年10月4日

石岡市長 谷 島 洋 司



記

1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 業 務 名 称 石岡市外国語指導講師派遣業務【債務負担行為】
- (2) 業 務 内 容 外国語指導講師による外国語教育の充実を図るもの
(詳細は「石岡市外国語指導講師派遣業務【債務負担行為】仕様書」のとおり)
- (3) 見積上限額 221,760,000円以内 (消費税及び地方消費税を含む)
- (4) 契約期間 令和10年3月31日まで

2 参加資格要件

(1)参加資格

本プロポーザルに参加することができる事業者は、以下のすべての要件を満たしているものとする。

- (ア)「令和6・7年度石岡市物品納入・役務の提供等入札参加資格審査申請有資格者名簿」に登載されていること。
- (イ)石岡市建設工事等入札参加資格審査要綱(平成20年石岡市告示第429号)による審査の結果、入札参加有資格者名簿に登載され、かつ、当該案件に対応するとして定めた種目について、登録が認められた者であること。
- (ウ)入札参加有資格者名簿に登載されていない場合、参加意向申出書を提出した時点で当該案件に対応するとして定めた種目において現に申込み中であり、候補者を特定する期間までに登録が完了している者であること。
- (エ)プロポーザル参加意向申出書の提出期限から候補者の特定の日までにおいて、石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (オ)石岡市暴力団排除条例(平成23年条例第17号)第2条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団員等に該当する者でないこと。事業共同組合等が参加する場合、その構成員ではないこと。

(カ) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。

①手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者、又は本委託業務の契約候補者決定の前日 6 か月以内に手形、小切手を不渡りにした者。

②会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされた者。

③民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされた者。

(キ) 国税等の滞納がないこと。

(ク) 過去 5 年間に於いて本件業務と同種の公共業務の実績が 3 件以上あること。

(複数年契約で履行を継続している場合は、1 年以上経過していること。)

(ケ) 厚生労働大臣による労働者派遣事業の許可を受けていること。

(2) 失格要件

応募者が参加意向申出書を提出した日から契約締結の日までに、次のいずれかに該当した場合は、失格となることがあるので留意すること。

ア 提出方法、提出場所、提出期限に適合しないもの。

イ 記載すべき事項の全部が記載されていないもの。

ウ 虚偽の内容が記載されているもの。

エ 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの。

オ 参加資格を満たさないことが判明したとき。

3 参加手続等

(1) 事務局

石岡市教育委員会学校教育課 担当 岡崎・生天目

郵便番号 315-0195

住所 茨城県石岡市柿岡5680番地 1

電話番号 0299-43-1111 (代表)

FAX番号 0299-43-1117

電子メール gakkou@city.ishioka.lg.jp

(2) 参加意向申出書の提出

ア 提出書類 参加意向申出書 1部(様式第1号)

イ 提出期限 令和6年10月21日(月)午後5時まで(必着)

ウ 提出方法

担当部署へ持参又は郵送で提出すること。(持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除いた平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。)

このほか、FAXまたは電子メールによる提出を可とする。FAX、電子メールによる場合は、

送信後事務局に電話連絡をし、企画提案書等の提出までに原本を持参または郵送すること。

4 その他

プロポーザルに関する詳細は、「石岡市外国語指導講師派遣業務【債務負担行為】に関するプロポーザル実施要領」による。